新たな年金生活者支援給付金 対象者に請求書を郵送しています

問 給付金専用ダイヤル ☎0570－05－4092（ナビダイヤル）
市民課 保険年金係 ☎0952－75－2159

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るためには、請求書の提出が必要です。

■対象者

《老齢基礎年金を受給している人》（以下の要件をすべて満たす人）
①65歳以上の老齢基礎年金の受給者
②同一世帯の全員が市町村民税非課税
③年金収入額とその他所得額の合計が約92万円以下

《障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人》
○前年の所得額が約491万円以下

■請求手続き

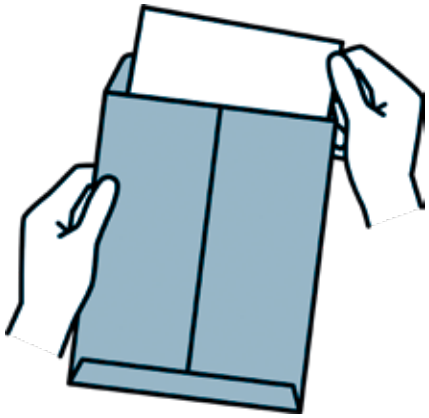
新たな対象者には、年金生活者支援給付金請求書を9月から順次郵送していますので、日本年金機構へ返送してください。

令和9年1月4日までに日本年金機構へ請求書が届けば、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。（1月5日以降になる場合はその翌月分からとなりますのでお早目に返信してください）

※すでに年金生活者支援給付金を受給している人の手続きは不要です

■世帯構成が変更になった場合など

所得などの要件により不該当となった人でも、世帯構成の変更や所得の更正などにより支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますのでお早めにご相談ください。



令和8年度 コミュニティ助成事業を紹介します

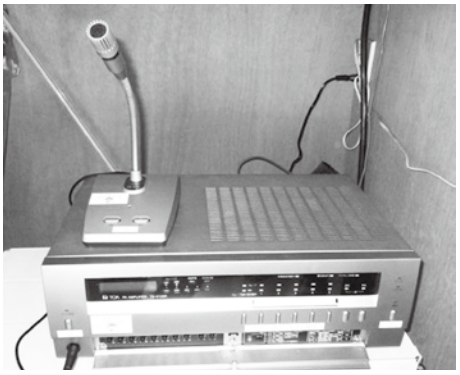
問 総合政策課 地域づくり係 ☎0952－75－2116

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報の一環として宝くじの受託事業収入を財源としたコミュニティ助成事業を実施しています。今回は、令和8年度に採択を受けた2事業のうち中多久区の取り組みを紹介します。

■中多久区

【放送設備他コミュニティ活動備品の整備】

区内5か所の老朽化した放送設備を更新整備しました。更新により災害などの緊急時における迅速な情報伝達と平時における地域コミュニティの円滑な情報共有がより可能となりました。



◀アンプとマイク



▶放送設備